

誘導灯 調査表

調 査 項 目		法令	添付図書	調査結果			
有 効 範 囲	防火対象物の各部分が誘導灯の有効範囲内に包含されるように設置すること。	消則第28条の3第2項		適 不適			
	区分				距離(m)		
	避難口 誘導灯				A 級	方向を示さないもの	60
						方向を示すもの	40
					B 級	方向を示さないもの	30
						方向を示すもの	20
	C 級				15		
	通路 誘導灯				A 級		20
B 級		15					
C 級		10					
一 般 事 項	通行の障害とならないように設けること。	消則第28条の3第4項第1号		適 不適			
	避難口誘導灯及び通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)は、常時、消則に掲げる明るさで点灯していること。	消則第28条の3第4項第2号		適 不適			
	消則に定める防火対象物又はその部分に設置する避難口誘導灯及び通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)は、区分がA級又はB級(BH形)のものとする。	消則第28条の3第4項第3号		適 不適			
	雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。	消則第28条の3第4項第7号		適 不適			
	誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。	消則第28条の3第4項第8号		適 不適			
避 難 口 灯	次に掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。 ・屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室の出入口) ・直通階段の出入口(附室の出入口) ・避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口 ・避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で、直接手で開くことのできるものがある場所	消則第28条の3第3項第1号		適 不適			
通 路 誘 導 灯	設置位置	廊下又は通路のうち次に掲げる場所に設けること。 ・曲がり角 ・避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所 ・廊下又は通路の各部分を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所	消則第28条の3第3項第2号		適 不適		
	階 段 傾 斜 路	階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯は、路面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けること。	消則第28条の3第4項第4号		適 不適		
	床 面 設 置	床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。	消則第28条の3第4項第5号		適 不適		
客 席 誘 導 灯	客席に、客席内の通路の床面における水平面について計測した照度が0.2ルクス以上となるように設けること。	消令第26条第2項第3号 消則第28条		適 不適			

別記様式第 2 8 号 (その 2)

調 査 項 目		法令	添付図書	調査結果
点 滅 機 能 音 声 誘 導 機 能	屋内から直接地上に通ずる出入口、直通階段の出入口に設ける避難口誘導灯以外の誘導灯に設けてはならないこと。			適 不 適
	自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。	消則第 28 条の 3 第 4 項第 6 号		適 不 適
	避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること。			適 不 適
電 源	電 源	電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐せずにとること。	消則第 28 条の 3 第 4 項第 9 号	適 不 適
	開 閉 器	電源の開閉器には、誘導灯用のものである旨を表示すること。	消則第 24 条 第 3 号	適 不 適
非 常 電 源	誘導灯には、非常電源を附置すること。	消令第 26 条 第 2 項第 4 号		適 不 適
	直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に 20 分間以上作動できる容量以上とすること。 (大規模な防火対象物で直通階段等に設ける、60 分間作動させる必要がある誘導灯の 20 分間を超える時間に係る非常電源は、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。)	消則第 28 条の 3 第 4 項第 10 号		適 不 適
基 準 適 合	「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成 11 年 3 月消防庁告示第 2 号) に適合していること。	消則第 28 条の 3 第 6 項		適 不 適
そ の 他				

備考 1 添付図書欄には、項目を確認できる図書の図面番号等を記入すること。

2 調査項目が非該当の場合は、当該調査結果欄に斜線を入れること。

3 その他欄には、調査項目以外で調査した内容等を記入すること。

4 凡例

消令：消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号） 消則：消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）